別紙 ３

使用料及び貸付料見込

	平成 30 年度（4 か月分）		平成 31 年度（12 か月分）		平成 32 年度（12 か月分）		平成 33 年度（8 か月分）	
	西口第２	東口	西口第２	東口	西口第２	東口	西口第２	東口
土地使用料	342,664	2,919,084	1,027,992	8,757,252	1,027,992	8,757,252	685,328	5,838,168
設備等貸付料	12,960	421,940	33,360	1,176,768	28,620	1,094,136	16,368	678,296
上乗せ貸付料	提案による金額							

（年額、単位：円）

・土地使用料は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例に基づき算出します。
・建物貸付料及び設備貸付料は小田原市財産規則等に基づき算出します
・平成３０年度の貸付料は４か月分、平成３３年度の貸付料は８か月分とします。
・土地貸付料は当該年度当初に確定します。
・平成３１年度以降の土地使用料及び設備等貸付料は、平成３０年度時点での見込であり、変動する可能性があります。
・設備等貸付料は、導入する電磁自転車ラックの設置費用により変動します。
・固定資産評価額等の変動に応じて貸付料を変更する場合を除き、貸付料等の減額、免除は行わないものとします。

■上乗せ貸付料

土地使用料及び設備貸付料に加えて納付できる貸付料の提案をお願いします。提案に当たっては、自転車駐車場利用料収入に対する割合（貸付率）を設定し、貸付料を算出した上で提案してください。